



准看護婦問題に思う

常任理事 浜上裕一

厚生省は、先に准看護婦をめぐる諸外国の看護制度についての報告を発表した。看護要員の保有状況がわが国と同じく看護婦、准看護婦、看護補助者の3層構造から成っている国は、有効回答の半数以上を占めている。その8割の施設は職種による業務内容が法規定されている。その上で看護婦は、看護診断、介護計画立案、患者指導等より高度な知識を有する業務を中心に、これに対し准看護婦は日常の業務をほとんどまんべんなく行っているようである。准看の雇用方針については、雇用の促進、削減がほぼ同数であった。削減理由は、看護婦の役割との境界が不鮮明になりやすい、業務範囲が限定されている、看護婦とほとんど給料が変わらない等である。促進理由は、低い給料でケアを提供するセカンドレベルナース、准看の業務を縮小しコストを削減する等であった。

さらに日本看護協会による95年10月時点の病院看護要員の勤務実態調査を見ると、病棟における構成は看護婦64.6%、准看18.6%、看護補助者16.8%である。施設別で見ると特定機能病院では准看、看護補助者とも極端に減少し、一方老人病院では両者とも増加、特に看護補助者が半数以上を占める。

上述のことからしても、准看護婦が地域医療にとって欠くことのできない職種であるので准看護婦制度の位置付けは明確にしなければならない。

厚生省の准看護婦問題調査検討会報告では、「21世紀初頭の早い段階を目的に、看護婦養成制度の統合に努めること」を提言している。日本看護協会、医労連、マスコミは、「統合」を挙げて養成停止、制度廃止とすり替えて報道してきた。日本医

師会坪井会長は、先の都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会において、「准看廃止や准看不要の議論は正式には全くない。准看制度を堅持する日医の姿勢はいかなることがあっても揺るがない」と述べている。そして日医の「医療構造改革構想」の中で、新しい看護供給体制の検討と見直しを中長期的課題に位置付けている。

厚生省の看護職員需給見通しによると、近い将来において供給過剰になると言われているが、地域医療とくに過疎地域の看護職員の不足が考えられる。看護婦の質と社会的地位を高めるため看護大学の定員を増員させることによって大卒の看護婦が多く供給されてくる。厚生省看護課は、これからの看護婦供給体制について、特定機能病院など大病院では大卒が、大病院の看護婦が中小病院に、中小病院の看護婦・准看護婦は診療所へ回るといった流れも生じてくると分析している。はたしてそうであろうか。国の政策である医療費抑制の一つに包括医療がより進んでくると無床診療所における医療内容は単純化してくる傾向をはらんでいる。そのような状況の中で看護婦の確保は容易であろうか。地域医療を担っている第一線の医療機関において准看護婦は、今後とも欠くことのできない重要な医療の担い手である。

日本医師会は、日医総研の中で看護問題検討委員会を発足させた。「21世紀の看護体系における准看護婦の位置付けと実効性のある具体的な方策」について准看護婦制度を守ることを前提にして8月中旬を目途に結論を出すとのことである。大きな期待を持って見守りたい。